

平平成30年度第5回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年8月10日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 平成30年8月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭	10番	石井 博俊	
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	城戸 政治	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域 徳永 章
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記	木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第9号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第10号	農地法第5条の許可取下げに伴う許可書返納について
議案第14号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第15号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第16号	農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について
	その他

事務局

それでは、始めたいと思います。起立。礼。着席。

それでは、ただいまから平成30年度第5回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いいたします。

濱北会長… 改めまして、おはようございます。言うほどでもありませんが、毎日毎日ほんとうに暑い日が続きます。しばらくは暑い日が続くと思いますし、今からいろいろ忙しくなると思いますが、頑張っていたきたいと思います。

あと2週間ほどすると朝晩は涼しくなるとじゃなかつかなど、毎年のことですが、そう思っているところがございます。この暑い時期ではございますが、農地利用状況調査の時期があと1カ月となりました。済んであるところはほんとうにお疲れさまでした。また、残っているところはあと1カ月ありますから、朝晩の涼しいうちに念を入れて見てもらいたいと思います。

今日は第5回長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員はおられませんので、本日の出席委員は10名中10名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをまずは御報告させていただきます。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

濱北会長

わかりました。これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、報告第10号「農地法第5条の許可取下げに伴う許可書返納について」、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第15号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、議案第16号「農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、6番濱崎委員、7番嶋田委員をお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。1ページです。

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。議案書の1ページ、受付番号37番と38番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。申請理由につきましても、議案書記載のとおり

り合意解約となっています。

濱北会長 簡単ではございますが、以上で報告第9号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。この件について、何か質問、御意見等はございませんか。

濱北会長 -ありません の声有-

濱北会長 ありがとうございます。なければ、報告第9号はこれで終わります。議事を進めてまいります。2ページです。

事務局 報告第10号「農地法第5条の許可取下げに伴う許可書返納について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、報告第10号、農地法第5条の許可取下げに伴う許可書返納がありましたので、次のとおり報告いたします。

事務局 受付番号2番になります。

事務局 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。許可取り下げ及び返納理由につきましても議案書に記載いたしております。

事務局 なお、備考欄に審議を行った定例会日及び許可番号を記載しております。本件につきましては、次の議案で別の方より申請がっておりますので関連性がございます。

濱北会長 簡単ですけれども、以上で報告第10号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございました。この件について、何か質問等はございませんか。

楠田推進委員 楠田です。

事務局 ここは前に1回申請があったところで、それからずっと工事何もされんじやったが、それで、申請の許可はしてたんですね。工事が始まらなくても、委員会でも何でも、何も調査はなかったですか。ずっと工事が始まっとらんでしょう。その間、確認とか何もなかったんですか。

事務局 特別はしてないです。

楠田推進委員 申請があって、審議されて、オーケーになっても。

事務局 本来ならば、すぐに着工すべきところですよ。

楠田推進委員 そこは着工されなかったらそのままなんですか。

事務局 なってしまうと。そこで許可書の条件の中に、3カ月、1年後、完成というところの進捗状況、例えば、3カ月間で100%分の30%が終わりました、1年後に70%、もしかしたら、いつもの局長の説明の中で、例えば着工が今度の8月15日から12月末までとしたときに、12月末前までに100%終われば、その時点で完成の届けを出してもらうのが確認方法です。

楠田推進委員 わかりました。

事務局

はい。本来ならばすべきかもしれないですけども、もしかしたら何らかの理由があったのかもしれないです。こういう取り下げの理由のところに書いていますけれども、実際は何かあったかもしれないです。私どもとしては、着工して、そういう状況報告が上がってくるのが確認方法です。

濱北会長  
濱崎委員

ほかにありませんか。

6番、濱崎です。

取り下げの理由で、「他の有益な投資先が見つかったこと」とありますけれども、これは何ですか。

事務局

それは次の議案に出てきております。要は、同じ太陽光らしいんですけども、相手方が変わっているということで、そういった意味も含めて何かあっているのかもしれませんが、一応、次の議案で次の取引先ということになってくるということで御理解をお願いします。

基本的に、許可書は前の申請のときに、2番にある譲受人、する人ですよね、になっています。理由はここに書いてあるとおりでですけども、許可書上がそうなっているので、次の方に、次の議案14号の9番の譲受人の方に対しての所有権移転とか、同じ事業内容であってもなりません。ですので、逆に上の方が太陽光を建てて、そのまま全部引き継いで、地目も変えて売ってしまえば、それも確かに可能なことではあります。

ただそうすると、1回上の方が土地の所有権を持つと。多分、不動産取得税とかいろいろなことが絡んでくるだろうし、いろいろなことがあったのかと思います。なので、1回取り下げて、新たな許可書が次の実際に事業する方の許可書じゃない限り、所有権移転ができないということです。名前を変えなければ、前許可書であっても内容が全く一緒であってもですね。

濱北会長  
濱崎委員  
濱北会長

よろしいですか。

はい。

ほかにありませんか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ほかになければ、承認したとみなし、報告第10号を終わります。

次に進みます。3ページです。

議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。受付番号は9番でございます。これが、先ほどの報告第10号で御説明した件に関連するものでございます。別の方での申請となっています。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりでございます。

申請地は4ページをごらんください。

日立造船清源寮社宅の北側、清和台の入り口付近の位置でございます。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の1ページをごらんください。

申請理由につきましては、太陽光発電施設建設による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、第一種、第三種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第二種農地と判断しています。申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可ができるということでございます。

資力につきましては、不動産会社からの貸付額が事業費を超過しているため、適当と判断しております。なお、貸付者につきましては、金融機関からの残高証明書が添付されており、貸付額を超過しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年9月1日より着工予定、同じく平成30年9月30日完成予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電施設建設によるものであり、パネル305枚であるため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周囲につきましてはフェンスで囲む予定でありまして、申請地は平坦であるため、造成工事は要しないということでございます。パネルは周囲に反射光がないよう、無光沢のものを使用する予定。それと、近隣にも説明を行い、工事には被害が出ないように留意するとのことでございます。

その他、太陽光発電施設のため、新たな給排水設備は不要。雨水につきましては、土地に自然沈下とあわせて、境界付近に浅い溝をつくり、隣地への水位の流出がないようにするということでございます。

以上、受付番号9番の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の5番、松野委員にお願いをいたします。

5番の松野です。

場所は、資料の6ページをごらんください。

日立造船独身寮の北側になります。この件は、先ほどありました報告の中で、12月の定例会のときに審議をいただいた場所で、一旦取り下げが行われ、また新たにこちらの業者が太陽光パネルを設置することになっております。

場所的には何ら問題はないと思いますけれども、ただ、道路が狭い

濱北会長

松野委員

ため、大きな車が入るかどうかが心配ではあります。

濱北会長 審議のほど、よろしく願いいたします。

楠田推進委員 ありがとうございます。

楠田推進委員 続きまして、担当推進委員の楠田推進委員に御意見を伺います。

楠田推進委員 楠田です。

濱北会長 今、松野委員が報告されましたとおり、日立独身寮の北側になりまして、前回も御審議があったと思いますけれども、周囲に民家がありまして、道路がL型で角になっており、せいぜい軽トラが通るかぐらいのところでありまして、今、草が結構生えております。

濱北会長 一応、御審議をお願いいたします。

中嶋委員 ありがとうございます。

中嶋委員 ただいま事務局と担当委員、担当推進委員の説明がありました。この件について、質問等はございませんか。

中嶋委員 4番委員の中嶋です。

松野委員 これは前回質問しなくてはいけなかったのかと思いますけれども、私も何度も通りますが、軽トラックが1台通るか通らないかです。周りにフェンスをするということですが、そのときは中心から2m引いたところにフェンスをするんですか。じゃないと、フェンスさるっと、逆にまた通りにくくなるったいね。

事務局 手前の畑につくるようなこともちょっと。

事務局 太陽光は建築確認がないので。

楠田推進委員 4面のフェンスをされるなら、独身寮を裏から入った場合は車が切れるんかもしれんですね。

中嶋委員 最終的にフェンスだから、すぐに壊して云々とはできると思うんですけども、後々何かあったときは。

大淵委員 車が通りやすく、こちらから条件をつけられんわけ。通ったもんが迷惑せんぐらいに設置してもらうちゅう。

事務局 そこは伝えてみます。フェンスは内側がいいのか、道路を邪魔しないところと。

中嶋委員 そこまでせんでよかろうばってんが、よければ少し引いてたいね。

事務局 はい。周りに迷惑かけないようにフェンスをお願いしますという形で伝えます。

濱北会長 それは上手に言わないと、近所のことだけんが、いろいろあつとでけんけんが。

楠田推進委員 ここにフェンスば張るとしたら、消防分団の積載車は多分通らんじゃろう思います。いっぱいいっぱいぐらいに張られる。今でさえ積載車は、右側に民家がありますので、用心して行きようけんが。積載車はぎりぎりです。ここだけちょっと引いてもらおうとよかですけど。

事務局 そういう状況も具体的に言ってみます。あとは、どうしても強制力はなかばってん、そがんとのあるけん、できるだけお願いはしていきた

濱北会長

いと思います。

その辺はこちらからお願いということで、一応話をしてみます。  
ほかにありませんか。

濱北会長

—ありません の声有—

なければ、農業委員の方の挙手をお願いします。

濱北会長

—賛成者挙手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号9番は原案ど  
おり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

事務局

受付番号10番です。事務局、よろしく申し上げます。

それでは、受付番号10番でございます。3ページの下のほうになり  
ます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議  
案書に記載のとおりでございます。

申請地は6ページをごらんください。国道501号線の行末川付近の長  
洲町と玉名市の境になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の3ページをあわ  
せてごらんください。

申請理由につきましては、社用車、作業車、重機等の駐車場建設に  
よる所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団  
の農地の区域内にある農地であるため、第一種農地と判断しておりま  
す。原則不許可になりますが、例外的に許可できる場合が定められて  
おります。

例外用件につきましては、申請者は公共事業として主要道路の道路  
舗装工事を多くすることもあり、夜間工事も多く、社員の移動、工事  
車両や重機等による作業や運搬移動等による騒音や排煙、振動などの  
問題に配慮し、居住性を悪化させることがあることから、申請地を市  
街地に設置することが不相当と思われ、農地法施行令第4条第1項ロ  
及び同法施行規則第34条第3号の規定により、不許可の例外に該当す  
るものと思われま。

施設拡張を行うにしても、周囲は農振農用地区であるため農地転用  
ができないことから、向かい側を選定されてございます。また、申請  
地以外の代替地につきましては、会社周辺に駐車場がなければ作業の  
効率性など事業面に支障を来すため、申請地以外に代替地はないとい  
うこと。それと、現在、会社の規模もどんどん大きくなっているとの  
ことから、職員の駐車場と作業車両のスペースがないという内容を聞  
いています。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過し  
ているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成30年9月1日着工予定、平成30年12月31日完成予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、社用車、作業車、重機等の駐車場であるため、適当と思われま。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。なお、土地改良区との農地転用に係る事前協議完了証明書が添付されております。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、造成に係る土砂流出、堆積、粉じん等の被害が出ないように十分に注意し、ガス、湧水、捨て石により影響が出ないようにすることとさせていただきます。また、周囲の耕作農地に被害を及ぼさないように万全を期すということとさせていただきます。

その他、給水はなく、雨水につきましては、砂利敷きに敷均して、自然浸透による処理を行うこととさせていただきます。

以上、受付番号10番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員4番の中嶋委員にお願いいたします。

中嶋委員

8月3日に確認に行っております。現地については前から知っていましたが、場所は国道沿いで、申請者の会社の前になります。国道が通っておりますので、その反対側になります。

場所は会社的には事務所の前ということで、非常に便利なところで、ただ、白地の1種ということで、基本的にはできないことになっておりますが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、特例で行うということとさせていただきます。

今のところ水田状況となっており、道路よりも1段、斜めに低くなっておりますので、多分、L字か何かで盛土されるのではないかと考えております。隣に畑、田んぼがありますので、私も警戒はしていますが、そこにL字をびしゃっと建てられると、耕耘するのもしにくいかいろいろな条件がありますので、その辺は隣の農家の方とよく話をさせていただければと思います。

それ以外は別に問題ないのかなど。国道沿いをずっと建てられますので、いいのかと考えております。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に御意見を伺います。

中村推進委員

中村です。

今、説明がありましたように、別に何の問題もないと思います。砂利が横の畑に入らないような、そういう気づかいで工事をしてもらっ



濱北会長

たり、車が通りやすいやり方でやってもらえば、別に問題ないと思います。

ありがとうございました。ただいま担当推進委員と農業委員と事務局から説明がありました。この件について、何か質問、御意見等はないですか。

濱北会長

－ありません の声有－

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いします。

濱北会長

－賛成者挙手－

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号10番は原案どおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、8ページです。

事務局

議案第15号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

議案第15号、農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、9ページが総括表となっております。平成30年の期間ごとの総括になります。

10ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積を記載しています。

詳細につきましては、11ページ、賃借権1件、1筆、1,507㎡となっております。

濱北会長

以上、議案第15号の説明を終わります。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について、何か質問等はございますか。

濱北会長

－ありません の声有－

ありがとうございます。なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いします。

濱北会長

－賛成者挙手－

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第15号は原案どおり決定いたします。

次に進みます。12ページです。最後です。

事務局

議案第16号「農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

それでは、議案第16号、農地利用集積円滑化事業規程が変更されましたので、農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項の規定により決定を求めるものでございます。

まず、農地利用集積円滑化事業でございますけれども、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑を図るため、平成21年の農地法の改正により創設された事業です。農地所有

者の代理事業や農地売買等事業、研修等事業の三つの事業がございます。

事業の内容を簡単に申し上げますと、農地所有者代理事業は、農地等の所有者から委任を受けまして、その者に代理をし、農地等について売り渡しや貸し付け等を行う事業でございます。農地売買等事業は、農地等の所有者から農地等を買入れ、借り入れを行って、その農地等の売り渡しや貸し付けを行う事業となります。

農地利用集積円滑化事業の実施主体となれる団体は、市町村や農協、自営ですね、それと農業公社等にありますが、玉名管内においては玉名農業協同組合が農地利用集積円滑化団体となっております。熊本県の農業公社が行っております農地中間管理事業に似ています。

農地利用円滑化事業につきましては、第1腹赤圃場整備が終わりまして、農地利用集積円滑化事業を活用して賃貸借を今まで5年間行っておりました。現在は農地中間管理事業による賃貸借を行っております。事業内容が長くなりましたが、この関連性がありますので御説明させていただきます。

ここから議案の説明をさせていただきます。

今回の事業規程の変更承認につきましては、農業経営基盤強化促進法第11条の11第1項の規定により、玉名農業協同組合が事業規程を変更するため、市町村の承認を受ける必要があります。あわせて、承認をする際には、あらかじめ農業委員会の決定を得る必要がありますので、同法第11条の12第2項の規定に基づき、長洲町から農業委員会へ変更の決定を求められていることがこの議案の内容でございます。

事業の規程の変更点につきましては、13ページに改正の理由を新旧対照表で載せておりますけれども、下線が引いてある部分が改正になります。都道府県農業会議が農業委員会のサポート業務を行う指定法人に移行することから、移行後の「都道府県農業委員会ネットワーク機構」への名称変更が内容となっております。

14ページからは、変更後の規程全部を載せておりますので、こちらを御参考にさせていただきます。

説明が長くなりましたが、以上で議案第16号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について、何か質問等はございますか。

－ありません の声有－

濱北会長

なければ、賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

－賛成者挙手－

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第16号は原案どおり決定いたします。

これで本日の定例会の議案は全て終了いたしました。

濱北会長

委員の皆さんから何か意見、御質問等はありませんか。  
—ありません の声有—  
ないようですので、事務局から伝達事項があれば。

(その他事務局説明)

1. 農地利用状況調査について
2. 第1回農地利用最適化推進大会について
3. 平成30年7月豪雨災害義援金について

濱北会長

これをもちまして、平成30年度第5回長洲町農業委員会定例会を閉会  
いたします。

事務局

起立。礼。

閉会（終了 午前10時40分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印